

「隠岐の島町自治体ポイント事業」取扱加盟店募集要項

令和8年3月5日
隠岐の島町商工会

1. 事業の目的

隠岐の島町では、物価高騰対策事業として、従来の現金給付や紙の商品券に代えて、町民の皆様幅広く普及し利用されています「楽天Edy」(キャッシュレス決済)を活用した「自治体ポイント事業」を実施します。

この事業の実施に伴い、この度、商工会として、取扱加盟店を募集いたします。

2. 事業の概要

事業は「定額申請付与事業」と「利用額還元付与事業」の2つの事業が実施されます。また、事業の開始時期は令和8年5月中旬を予定としています。

(1) 定額申請付与事業

- 世帯毎の申請により、一人当たり5,000円分のEdyギフト(電子マネー)が、申請されたEdy番号(カード)に付与され、取扱加盟店で利用できる事業です。
- 3月上旬頃に役場から全世帯へ申請申込書が送付されますので、必要書類を準備し申請を行っていただきます。
- 申請後、申請されたEdy番号(カード)に、申請相当額のEdyギフト(電子マネー)が付与され、取扱加盟店で使用できるようになります。

(2) 利用額還元付与事業

- 町民の皆様が所有されているEdy番号(カード)を利用し、取扱加盟店で使用した場合に、購入額等に応じてEdyギフト(電子マネー)が還元される事業です。
- Edy番号(カード)あたり還元されるEdyギフト(電子マネー)の上限額は5,000円です。また、取扱加盟店の規模に応じて、還元率が大型店10%、その他事業者30%に設定されます。
- 特別な手続きは不要で、取扱加盟店側での設定変更や操作も必要ありません。楽天Edyでの決済を受け付けていただくと、利用金額に応じて、設定された還元率で自動的に還元が行われます。なお、上限額に達した場合は自動的に還元が停止します。

3. 取扱加盟店の資格等

(1) 加入資格

キャッシュレス決済により「楽天Edy」が利用できる隠岐の島町内の事業所とします。なお、当事業の目的等を勘案し、これにそぐわない業種等については加入資格対象外とします。

(2) 現在、「楽天Edy」が利用できない事業所の扱い

キャッシュレス決済を未導入の事業所様には、以下の内容をご確認のうえ、キャッ

シユレス決済端末機器の導入をお願いいたします。

- 「楽天Edy」に対応できる、キャッシュレス決済端末機器のメーカーは、事業所様のご希望により、楽天ペイメント(株)と、(株)ジェイエムエスのいずれかを選定していただきます。なお、端末機器については、どちらのメーカーも無償で提供されます。
- 新たにキャッシュレス決済を導入される事業所様には、決済サービス会社に支払う決済手数料を導入後一定期間、商工会が支援いたします。
- 支援期間は、導入された日より令和8年12月31日までとし、支援額は1事業所様に対し、月5,000円を上限とします。
- 対象となる事業所様には、支援期間を終えた後、支援相当額の手数料を一括して商工会に申請・請求していただきます。

(3) 小売業大型店の取扱

小売店で売場面積が概ね1,000㎡以上の店舗（ただし、テナントは除く）及び小売店で大資本を元手としたチェーンストア等については大型店として扱います。

【令和8年3月5日時点での大型店登録対象店舗】

「サンテラス」「ヤマダ電機テックランド隠岐店」「ショッピングセンターひまり」「エディオン隠岐店」「ドラッグストアウェルネス隠岐の島店・西郷店・隠岐の島北店」「ジュンテンドー西郷店」

(4) 参加登録料

無料

(5) 取扱加盟店の表示

取扱加盟店は、利用者が容易に取扱加盟店であることが分かるように、「取扱加盟店ポスター（A2版）」を店頭等に掲示していただきます。

(6) 使用対象外の商品・サービス

以下の各号（①から⑤まで）については、ポイント事業による使用対象外の商品、サービスとします。

- ①国や地方公共団体への支払い（公共料金・社会保険料・診療報酬等）
- ②決済収納代行業務に伴う支払
- ③印紙、切手、換金性の高いもの（各種商品券、プリペイドカードなど）の購入
- ④行政指定のごみ袋等の購入
- ⑤その他、本事業の目的・趣旨から適切でない町、商工会が判断するもの

4. 取扱加盟店の申込方法

(1) 申込方法

「隠岐の島町自治体ポイント事業取扱加盟店申込書」に必要事項を記入し提出していただきます。

※申込書は、隠岐の島町商工会ホームページまたは隠岐の島町役場ホームページからダウンロードできます。

※ 隠岐の島町商工会ホームページは

URL:<https://oki.shoko-shimane.or.jp/>



(2) 募集期限

令和8年3月31日(火)までとします。

※なお、申し込みのあった事業所については、町民の皆様向けに発送(令和8年4月下旬発送分)する「取扱加盟店一覧表」に掲載し周知します。

(3) 申込書提出先及び提出方法

- ・申込書提出先 隠岐の島町商工会
住所:隠岐の島町城北町1番地
電話:08512-2-1157 FAX:08512-2-5984
- ・提出方法 持参またはFAX